

島根県報

平成21年8月25日 (火)

第 2,114 号

(毎週火・金曜日発行) http://www.pref.shimane.lg.jp/

国 次

【告 示】

平成21年度地方の臨時種畜検査に合格した種畜(農畜産振興課)2土地改良区の役員の就任及び退任(農村整備課)2土地改良区の定款変更の認可(")2

【公告】

家畜人工授精に関する講習会の開催 (農畜産振興課)

【正 誤】

 平成21年7月17日付け島根県報第2,103号中
 (森 林 整 備 課) 4

 平成21年7月21日付け島根県報号外第133号中
 (道 路 維 持 課) 4

告示

島根県告示第621号

家畜改良増殖法 (昭和25年法律第209号) 第4条第1項第2号の規定による平成21年度地方の臨時種畜検査に合格した 種畜は、次のとおりである。

平成21年8月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

種畜証明書番号	名前(登録・登記番号)	品 種	検査成績
平21島根県臨第1号	清風1 (全和黒原5156)	肉用牛	2級
		黒毛和種	
平21島根県臨第2号	安茂秀(全和黒原5157)	肉用牛	1級
		黒毛和種	

島根県告示第622号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成21年8月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

大田市久手町土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

理事

岩崎 英夫 大田市久手町刺鹿2499-1

杉谷 節夫 大田市久手町刺鹿江谷1517

山田 隆 大田市久手町刺鹿中尾1429

2 就任年月日

平成21年8月5日

3 退任した役員の氏名及び住所

理事

田中 有祐 大田市長久町長久イ209-15

山崎 琢也 大田市久手町刺鹿2215-5

若狭 省三 大田市久手町刺鹿723-9

三谷 哲也 大田市久手町波根西171

島根県告示第623号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、大原郡加茂町三代農地開発土地改良区の定款変更を 平成21年8月18日付けで認可した。

平成21年8月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

公 告

家畜改良増殖法 (昭和25年法律第209号) 第16条第2項の規定による家畜人工授精に関する講習会を次のとおり開催する。

平成21年8月25日

島根県知事 溝口 善兵衛

- 1 開催場所
 - (1) 学科及び試験

大田市波根町970-1 島根県立農業大学校

(2) 実習

大田市波根町970-1 島根県立農業大学校 出雲市古志町3775 島根県畜産技術センター

雲南市木次町下熊谷470 島根県畜産技術センター (育種部門)

2 開催期間

平成22年1月27日 (水) から同年3月2日 (火) まで

3 受講者の定員

20名程度

4 講習に係る家畜の種類

牛

- 5 講習の科目
 - (1) 学科

畜産概論、家畜の栄養、家畜の飼養管理、家畜の育種、関係法規、生殖器解剖、繁殖生理、精子生理、種付けの理論、人工授精

(2) 実習

家畜の飼養管理、家畜の審査、生殖器解剖、発情鑑定、精液精子検査法、人工授精

6 受講資格

家畜人工授精に関する学識及び技術を習得しうる能力を有する者で、免許取得後家畜人工授精業務に従事するもの。

7 受講願書の提出期限

平成21年12月25日 (金)

8 受講の手続

講習を受けようとする者は、受講願書を住所地を管轄する家畜保健衛生所の長を経由して、知事に提出すること。

9 受講者の決定

知事は受講者を決定したときは、その旨を書面により本人に通知する。

10 受講手数料

農業大学校肉用牛専攻者は11,700円、一般は18,500円分の島根県収入証紙を受講願書の所定の欄にはり付けること。 ただし、免除科目のある者は、当該科目に関する受講手数料を免除される。

11 その他

この講習会の受講についての問合せは、松江市殿町1番地島根県農林水産部農畜産振興課食料安全推進室 (0852-22-5138) 又は最寄りの家畜保健衛生所にすること。

<u>正 誤</u>

平成21年7月17日付け島根県報2,103号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
6	上から14	邑南町役場	雲南市役所

平成21年7月21日付け島根県報号外第133号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤		正	
3	島根県告示第559	邑智郡邑南町上田3590番2地先から同		邑智郡邑南町上田3591番3地先から同	
	号の表中	243番 5 地先まで		243番 5 地先まで	